

八王子市は、平成27年（2015年）4月に中核市に移行しました。中核市への移行に伴い、多くの権限が移譲されたことにより、広域自治体である東京都と連携しながら、本市の実情に応じた、より質の高いサービスの提供に取り組んでいます。

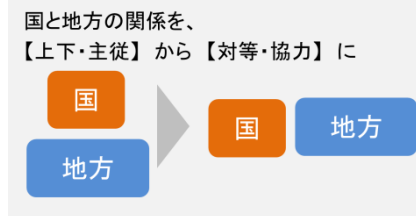
この冊子では、中核市移行により移譲された事務・権限を活用した取組による成果や課題を、様々な角度からまとめています。

1 地方分権と中核市制度

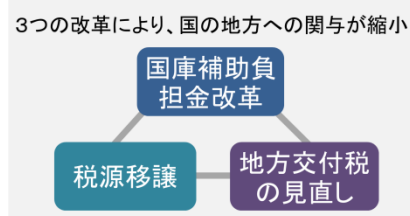
■地方分権 ～「地方分権改革」と「三位一体改革」～

地方分権とは、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮する中で地域の実情に沿った行政を展開していくとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指すものです。これまで「地方分権改革」や「三位一体改革」が行われ、国に集中していた権限や財源が地方に移譲されました。

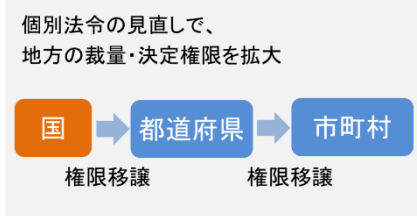
第1次地方分権改革
(平成5年(1993年)～平成12年(2000年))



三位一体改革
(平成16年(2004年)～平成18年(2006年))



第2次地方分権改革
(平成18年(2006年)～)



「地方分権改革」の詳細：[内閣府ホームページ](#) > 「地方分権改革」
「三位一体改革」の詳細：[総務省ホームページ](#) > 「三位一体改革の全体像」

■中核市制度の創設

従来、市町村には、人口等に関わらず、全国一律に同じ権限が与えられていました。中核市制度は、能力や規模が比較的大きな都市について、事務・権限を強化し、より住民のニーズに沿った行政を行えるようにするもので、平成7年(1995年)に創設されました。中核市には、民生（福祉）や保健衛生、教育、環境、まちづくりなど、住民に身近な分野の事務・権限が移譲されます。

分野	事務・権限の一例
福祉	・ 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 ・ 介護保険及び障害者福祉サービス事業者の指定 ・ 障害者手帳の交付
保健衛生	・ 保健所の設置 ・ 飲食店営業等の許可
教育	・ 都道府県費負担教職員の研修
環境	・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置許可
まちづくり	・ 屋外広告物の条例による設置制限

■本市の中核市移行へのあゆみ



本市は、市民ニーズに応じていくため、積極的に地方分権に取り組み、行政裁量を獲得してきました。平成19年（2007年）には、東京都内で初となる保健所政令市へ、平成23年（2011年）には景観行政団体へ移行し、東京都からの権限の移譲を推進しました。

そして、更なる裁量を獲得するため、中核市移行に関する調査研究を進め、市議会においても、中核市移行調査特別委員会を設置して、移行の考え方や移譲事務の内容などについて活発な審議が行われました。中核市の指定の申し出についての議案は、全会一致で可決され、平成27年（2015年）4月、中核市に移行しました。

2 中核市移行の効果・実績① -移譲された事務・権限の活用-

中核市移行の目的は、移譲される事務・権限を活用し、より地域の実情に合ったサービスを提供することにあります。本市では、移譲された1,200以上の事務・権限を活用して、民生や環境、まちづくり等の分野において、独自の取組を展開しています。

■民生に関すること

福祉サービス事業者（介護保険施設等）への指導監督



福祉サービス事業の開始、変更等の届出受理等に関する事務に加え、事業者への指導を集団指導と実地検査を効果的に組み合わせ実施しています。特に実地検査については、実施頻度を高め、効果的に改善指導を行うことで、各事業者の協力のもと、より安全・安心に利用できるよう、福祉サービスの質の確保を図っています。

<平成29年度（2017年度）実地検査実施率>

【主な施設】

・介護保険施設：	51.4%（都：38.9%）
・障害者支援施設等：	37.8%（都：8.7%）
・保育施設等：	70.2%（都：14.2%）

介護保険施設及び障害者サービス施設の届出受理・指定等

福祉施設等の人員、設備、運営等について、条例で様々な市独自基準を定めています。

例えば、事業者には施設等従事者への虐待防止研修の実施等を義務付けています。右の写真は、市が開催する研修の様子で、受講者は3年間で延べ2,600人を超えています。

こうした独自基準の設定により、検査・指導と合わせて、市民の福祉サービスの質の向上につなげています。



【主な独自基準】

- ・人権擁護・虐待防止研修の実施
- ・障害者の雇用確保・環境整備
- ・災害対策計画策定、連携体制の整備
- ・週に2回以上の入浴機会の提供

※中核市移行により各分野において設定した市の独自基準を、7・8ページにまとめています。

児童福祉施設（保育所）の認可等



保育士の配置基準などについて、市の独自基準を条例で決めました。これにより、保育士の配置基準を、国や東京都よりも高く設定しています。

保育士：3歳児15人につき1人以上 （都：20人につき1人以上）
乳児室面積：3.3㎡以上（国：1.65㎡）

国や東京都より最低限守るべき基準を高めることにより、子どもたちの健やかな心身の発達を保障するための保育環境を確保するとともに、保育の質の維持・向上を図っています。

社会福祉審議会の設置運営

従来の児童福祉、介護保険、地域福祉推進などの組織を一本化しました。「地域福祉専門分科会」、「民生委員審査専門分科会」、「高齢者福祉専門分科会」、「障害者福祉専門分科会」、「児童福祉専門分科会」の5つの分科会を設置して、分野横断的な審議を行っています。

分科会では構成員を八王子市民中心とすることで、地域の実情を踏まえた審議を行うことが可能になりました。また、例えば、「民生委員審査専門分科会」のように設置運営を市でできるようになったことで、民生委員・児童委員の推薦から委嘱までの期間が3か月から1か月に短縮される効果も出ています。

今後も地域の実情に応じた福祉サービスの提供により、社会福祉の更なる向上を図っていきます。（上の写真は、地域で活動する民生委員・児童委員の皆さんです。）



<平成 29 年度（2017 年度）開催状況>
・社会福祉審議会 3 回
・各分科会 等 69 回

■保健衛生に関すること 動物の愛護及び管理



「動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、動物の健康及び安全の保持、ネコの室内飼いの努力義務化など、飼い主や、飼い主になろうとする方に対しても、終生に渡る飼養に努めることなどを決めました。また、動物愛護推進協議会を設置し、動物愛護推進員の委嘱やその活動を支援しています。ボランティア団体とも連携し、動物の愛護、適正な飼養・保管に関する普及啓発を積極的に進め、動物の殺処分の減少などにつなげています。

多くの子ネコが市で保護された後、ボランティア団体に譲渡され、この団体が実施する譲渡会で新たな飼い主に巡りあっています。

■都市計画・建築に関すること 市街化調整区域における開発許可等

市街化調整区域は、市街地の無秩序な拡大の防止を目的に、新たな開発などが制限されていますが、空き家の増加や既存集落のコミュニティ維持が課題となっていました。そこで、権限に基づいて、住民の意向に即した土地利用が可能になるよう、開発許可に関する市独自の制度を創設しました。

この制度では、市内7つの中山間地域を「沿道集落地区」として指定し、地域でまちづくり計画を策定すれば、地域の活力向上に必要な移住者の住宅や小規模店舗の設置を可能としています。

小津町では、この制度の活用を目指し、地域住民が主導する「NPO法人小津倶楽部」が設立され、住民の主体的なまちづくり活動が進められています。



サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等



サービス付き高齢者向け住宅事業の登録事業者等に対して、高頻度で報告を求め立入検査を実施しています。これによって、登録事業の基準に対する適合性を明らかにし、必要な助言・指導や指示を講じることができるようになりました。

結果として、利用者がより安全・安心に利用できる質の高いサービスを確保しています。

- ・立入検査：3年に1回実施（都は5年に1回）

屋外広告物の許可及び地域の景観形成

屋外広告物に関する相談、許可、指導等の権限が市に一元化されました。これらの権限と景観計画を連携させ、市民・事業者との協働により、地域の特性に合わせた独自の屋外広告物の表示・設置のルールづくりを行っています。

右の写真は、自然・歴史文化と調和した広告景観の形成を図るため、地域ルールを策定した高尾駅北口地区の風景です。



【屋外広告物条例による主な取組例】

- ・屋外広告物の表示等に対する許可の義務付け
- ・違反屋外広告物に対して、簡易除去を実施
- ・屋外広告業事業者に対する登録義務付け

■環境に関すること

地域地球温暖化防止活動推進センターの指定



地域地球温暖化防止活動推進センター（クールセンター八王子）を指定することで、家庭や事業者向けの多彩な講座やイベントの実施など、市民・事業者と連携した地球温暖化対策の推進を図っています。全国センター（国）と各地のセンターを通じて、国や他の地域との情報共有が強化されています。

また、地域での地球温暖化防止に関する知識の普及などの活動を行う地球温暖化防止活動推進員の委嘱を行い、地域に根差した温暖化防止の更なる普及活動を行っています。

【主な取組例】

- ・各種講座（「家庭の省エネルギー」「事業者の省エネルギー」「再生可能エネルギー」「エコドライブ」など）の年20回以上の開催
- ・小学校高学年を対象に地球温暖化の原因と影響・対策についての講義を行う環境教育支援プログラムの立案・実施
- ・次世代を担う子どもたちへの環境教育を学童保育所で行う学童エコスクールの実施
- ・家庭の省エネルギー講座で使用する「家庭の省エネハンドブック」を環境省の補助金を活用し作成

廃棄物処理施設の設置許可等



廃棄物に関する事務が移譲され、廃棄物行政全般を市が一元的に管理しています。これにより、市民からの相談や苦情に対して迅速な対応が可能になりました。

また、事業者への立入検査や指導パトロールの頻度を高め、きめ細やかな指導を行うことで、廃棄物の不適正保管や不法投棄を未然に防止するなど、市民の生活環境を守っています。

<平成 29 年度（2017 年度）における主な実績>
・既存の産業廃棄物処理業者への立入検査・指導 791 件（指示書交付 36 件）
・都から引き継いだ懸案現場や新たに確認された不適正現場の是正件数 73 件

■文教に関すること

市立小中学校教職員研修の実施

市が自ら教職員研修の実施方針を策定することで、市の教育方針がより教員に浸透し、地域の実情に即した教育が可能になりました。また、教員の指導力向上及び学校の教育課題改善のための研修として、全ての教科・職層を対象に講座を開設しています。

このほか、大学等の外部機関と連携した講座や、教員の「働き方改革」の一環としてのサテライト講座を実施し、教職員一人ひとりの能力向上を図っています。



埋蔵文化財の返還、鑑査



市内で発見された出土品について、東京都を經由せずに、市において文化財であるかの認定を行っています。そのため、文化財認定に要する時間が短縮され、文化財発掘の成果を短期間で公表できるようになりました。

このほか、市が自ら策定した教員育成研修基本方針に、「歴史・文化財等を活かす」という視点を盛り込むことで、新規採用教員などの地域理解を深めるとともに、郷土愛を育む教育を通して、市民が文化財に親しむ機会の拡大を図っています。

■その他に関すること

適正な計量の実施の確保

商店や工場などで取引、証明に使用されている特定計量器（はかり）の性能及び器差について、定期的に検査を行っています。

また、店舗に対して、商品量目についての立入検査を行い、はかりの使用方法を確認するなど、適正な計量の実施を確保しています。

<平成 29 年度（2017 年度）における主な実績>
・特定計量器定期検査（対象：小型・中型） 870 事業所 2,554 件
・商品量目立入検査 88 事業所 1,881 件



3 中核市移行の効果・実績② -その他サービスの向上-

東京都が行っていた事務を市が担うことによって、窓口が身近な市役所に変更され、各種届出などの手続きや処理の期間が短縮されるなど、市民の利便性が向上しています。

■行政サービスの効率化・スピードアップ

事務処理 期間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付（1か月半 → 2週間） ・民生委員・児童委員の委嘱（3か月 → 1か月） ・保育サービス事業者設置認可（1か月程度短縮） ・屋外広告物の許可期間の短縮（2週間 → 1週間）
手続きの 簡素化	特定不妊治療費助成や小児慢性特定疾病医療費助成申請時の添付書類の一部（住民票・課税証明書）省略

■利便性の向上（窓口・申請先の変更）

【東京都や都合同庁舎（立川市）から市に変更となったもの】

民生	<p><介護保険サービスなどに関する手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業の開始届の受理等 ・老人デイサービスセンターの設置届の受理等 ・老人福祉事業の整備及び補助 ・有料老人ホームに係る設置届の受理等 ・居宅サービス事業者の指定 ・居宅介護支援事業者の指定 ・介護予防サービス事業者の指定 ・介護老人福祉施設の指定 ・介護老人保健施設の開設許可 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可等 ・独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付資金借入に係る意見書の作成 <p><障害者サービスなどに関する手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の申請に係る診断書を作成する医師の指定 ・社会福祉施設等整備補助 ・指定障害福祉サービス事業者の指定等 ・指定障害者支援施設の指定等 ・指定一般相談支援事業者の指定等 ・指定自立支援医療機関の指定等 ・地域生活支援事業（コミュニケーション事業） ・障害福祉サービス事業の開始等の届出受理等 ・障害者支援施設の設置の届出受理等 <p><生活保護などに関する手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護施設の設置認可等 ・生活保護法に基づく医療機関、介護機関等の指定 ・無料低額宿泊所の開始届の受理等 ・無料低額診療及び介護老人保健施設利用事業 ・生活困窮者就労訓練事業の認定 	
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療の助成 ・結核の定期健康診断に関する報告の受理及び費用の補助 	
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんを排出する施設の届出受理等 ・特定工場における公害防止組織の整備（水質／大気）の届出受理等 ・ダイオキシン類の対策（水質／大気）の届出受理等 	
都市計画 建築	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成等規制法による工事の許可 ・都市計画法による開発行為の許可 	

【手続きの利便性が向上したもの】

民生	・身体障害者手帳の指定医を市が指定することによる医師の指定申請受付期間の拡大
-----------	--

■自立した行政運営・独自基準

利用者の安全・安心の確保や事業者に対する基準の明確化の観点から、条例により市独自の基準を設けることで、介護保険・障害者サービスや保育サービスなどの充実を図っています。

とりわけ、社会福祉施設などの人員・設備・運営の基準に当たっては、共通独自項目を定めて、中核市としての取組を推進しています。

【独自基準（共通）】

虐待防止研修等の義務付け

被保護者や障害者、高齢者に対する虐待事案の早期発見、防止に努めるために、職員への虐待防止研修の実施など、必要な措置を講ずるよう施設に義務付けています。

成年後見制度の活用支援

精神障害、知的障害、認知症などの理由により、判断力の低下が疑われる利用者を発見した場合、必要に応じて、成年後見制度の活用を支援するように、関係機関との連携を求めています。

障害者雇用の推進

障害者雇用に係る事業者の責務を認識して、障害者雇用の促進と安定に努めるよう求めています。

障害者就労施設等からの優先調達の促進

障害者の自立と社会参加に地域社会の幅広い協力を促すために、障害者就労施設などからの物品・役務の優先調達の促進について、社会福祉施設に対して協力を求めています。
(ただし、国及び地方公共団体には、既に努力義務があります。)

【保育サービスにおける独自基準】

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い制定する設備、運営基準の共通独自基準

- ①非常災害対策の強化
震災対策等の非常災害対策を具体的に定めることを義務付け、利用者の安全確保を図っています。
- ②職員資質向上のための研修の充実
職員研修に外部研修も含め、新しい知識や外部の意見を吸収する機会を設けることで、開かれた施設運営を実現していきます。



児童福祉施設の設備及び運営の基準

- ①乳児室の面積 3.3㎡以上（国 1.65㎡以上）
- ②施設内で調理した食事の提供
- ③保育士の数 3歳児15人につき1人以上・4歳児27人につき1人以上
(国・都 3歳児20人につき1人以上 4歳児30人につき1人以上)
- ④子育て相談及び親子の集いの場等の提供

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準

- ①従事する職員の数 3歳児15人につき1人以上・4歳児27人につき1人以上
(国・都 3歳児20人につき1人以上 4歳児30人につき1人以上)
- ②自園調理した食事の提供
- ③乳児室の面積基準 3.3㎡以上（国 1.65㎡以上）

家庭的保育事業等の設備及び運営の基準

- ①事業所内で調理した食事の提供
- ②保育従事者の数 保育士が6割以上（国・都 保育士が5割以上）
3歳児15人につき1人以上・4歳児27人につき1人以上
(国・都 3歳児20人につき1人以上 4歳児30人につき1人以上)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準

- ・遊び及び生活の場等の機能を備えた区画の面積 原則児童1人につきおおむね1.65㎡以上
(条例施行前から存する施設では当分の間1.11㎡以上)

【介護保険・障害者サービスにおける独自基準（共通独自基準以外）】

個別項目

- ① サービス開始時についての文書による同意
 - ② 感染症等の発生・蔓延防止に係る必要な措置及び研修の実施
 - ③ 協力歯科医療機関の指定
 - ④ 運営規程の概要、従事者の勤務体制などの重要事項の提示方法の緩和
 - ⑤ 身体拘束の禁止（やむを得ず拘束する場合の手続を運営規程に明記）
 - ⑥ 賠償事故発生時の対応を規定（保険加入して備えること）
 - ⑦ 地域との連携体制の整備、避難誘導體制の整備
これらを従事者、利用者、家族へ周知
- ※ただし、個別項目は、各基準によって適用事業者が異なります。

高齢者のみ

- ① 要介護認定更新申請に係る援助（有効期間満了日 60 日前から 30 日前までの間での早期申請への協力）
- ② サービス提供記録の写しの交付、その他適切な方法を規定
- ③ 家族等に対する訪問介護サービス提供の禁止規定への追加（配偶者、三親等以内の家族を明記）
- ④ 短期入所生活介護計画を作成すべき利用者を規定（おおむね 4 日以上継続利用）
- ⑤ 居宅介護支援事業者等に対する入所者及び家族の個人情報提供時の文書同意
- ⑥ 週に 2 回以上の入浴機会の提供

【社会福祉審議会における独自基準】

独自の専門分科会等の設置

- ・ 地域福祉専門分科会
 - ・ 高齢者福祉専門分科会
 - ・ 児童福祉専門分科会
- ※この他、民生委員審査専門分科会及び障害者福祉専門分科会を設置・運営しています。

【動物の愛護及び管理に関する独自基準】

用語の定義

- ・ 「動物」「飼い主」「野犬」及び「適正な飼養及び保管」を定義

終生飼養の規定

- ① 飼い主に加え、飼い主になろうとする者の責務として、終生飼養に努めることを規定
- ② 動物の所有者が、動物が自分の所有に係るものであることを明らかにすることに努めることを規定

動物飼養の遵守事項

- ・ 災害時における動物に対する措置等に努めることを規定

猫・犬の飼い主の遵守事項

- ・ 猫の室内飼養に努めることを規定
- ・ 犬が公共の場所等で排泄したときに、犬の飼い主が直ちに排泄物を除去することなどを規定



【廃棄物の処理及び再利用の促進に関する独自基準】

廃棄物処理施設専門委員会の設置

焼却処理施設や最終処分場といった廃棄物処理施設の設置許可にあたって、周辺地域の生活環境の保全に関して、学識経験者からなる専門委員会に意見を求めることを規定

廃棄物処理施設設置に係る手続き

廃棄物処理施設設置の住民説明会開催を義務付け

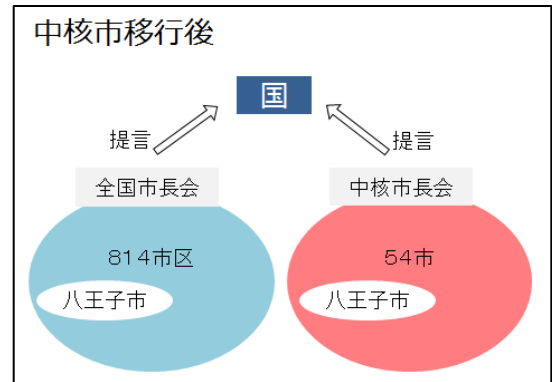
4 中核市移行の効果・実績③ -都市間連携による取組-

中核市への移行により、その事務・権限が活用できるほか、全国の中核市と連携した国等への提言機会の拡大や、中核市ネットワークを活用した都市間連携の充実が図られました。

■中核市市長会としての提言活動

本市は、全国の市長及び特別区の区長で構成される「全国市長会」に加盟し、全国市長会を通じて国等への提言を行ってきました。中核市移行後は、これに加え、全国の中核市の市長によって構成される「中核市市長会」にも加盟したことで、提言の機会が拡大しました。さらには、中核市市長会は「指定都市市長会」及び「全国施行時特例市市長会」とも連携しており、この三市長会での共同提言を行っています。

こうした多角的な提言活動により、本市の実情に合った政策実現の可能性が拡充しています。



本市の中核市移行後の主な中核市市長会提言

- ・ 地方分権改革に関する提案募集方式の制度改善を求める提言（平成 27 年（2015 年）11 月 16 日）
- ・ 地方への人材選流に向けた取組に関する提言（平成 28 年（2016 年）11 月 15 日）
- ・ 少子化対策に関する提言（平成 29 年（2017 年）11 月 15 日）
- ・ 税制改正に関する要請（毎年度）
- ・ 国の施策及び予算に関する提言（毎年度） 等

中核市サミット



中核市の市長が一堂に会する「中核市サミット」が、毎年開催されています。地方分権の推進と中核市制度の充実・強化を目的に、都市共通の課題について議論を深め、その内容を全国に発信しています。

中核市サミットの実績

- ・ 共に創る未来へ ～中核市から切り拓く“この国のかたち”～（中核市サミット 2016 in いわき）
 - ・ 地方から創る“豊かさ”～次代の「まち」・「ひと」・「しごと」づくり～（中核市サミット 2017 in 鹿児島）
- ※中核市サミット 2018 in 倉敷は、平成 30 年 7 月豪雨による被災の影響で、中止となりました。

中核市市長会プロジェクト会議

中核市市長会では、中核市の市長が、中核市共通の課題についてテーマごとに分かれ、国や関係機関に対し、政策提言等を行う調査研究活動が行われています。

平成 28 年度（2016 年度）に参加した地方創生検討第一プロジェクトからは、『少子化・超高齢社会への対応』を国へ提言しています。



災害時における連携

チーム ブロック	応援 チーム ①	応援 チーム ②	応援 チーム ③	応援 チーム ④	応援 チーム ⑤	応援 チーム ⑥
北海道・東北・関東ブロック	函館市 郡山市 宇都宮市	いわき市 高崎市 柏市 八王子市	青森市 越谷市 横須賀市	旭川市 福島市 前橋市	秋田市 川口市 船橋市	八戸市 盛岡市 川崎市

中核市各市は、災害に備え、災害相互応援協定を締結しています。これにより、市域で災害が発生した場合、他の中核市から、食糧、生活必需物資の提供や職員の派遣等の応援協力を受けることができます。

5 中核市移行の効果・実績④ -中核市移行で培われた行政能力の波及・応用-

中核市移行に伴い移譲された事務・権限を活用することで、より地域の実情に合った独自の取組やサービス提供を行ってきました。こうした中核市の事務・権限を活用する中で培われた行政能力や職員の意識は、中核市の事務・権限の分野にとどまらない様々な場面で活かされ、より良いまちづくりのための職員の政策立案機能を確実に高めています。

■分権意識の向上

「地方分権改革に関する提案募集」による国への提案

これまでに行われた地方分権改革の新たな段階として、平成 26 年（2014 年）から「地方分権改革に関する提案募集」が実施されています。これは、地方公共団体において、国が全国一律に定める基準などについて、地域の実情に合わなくなっている場合等に、国に対して、制度改革を提案するものです。本市は、この制度を活用して、地方分権とその先にある市民の福祉の増進を実現するために、積極的な提案を行っています。



平成 30 年（2018 年）までに累計 9 件の提案を行い、平成 28 年（2016 年）には、町会会館用地の確保が困難な町会等を支援するために、都市公園内への地縁団体が集会施設を設置できるよう提案しました。この提案によって、国の対応方針が示され、平成 30 年（2018 年）に八王子市都市公園条例を改正、平成 31 年（2019 年）2 月に散田公園及び小門公園に集会所を設置することができました。

■先進自治体・先進事例の視察等調査研究



本市では、人口減少・少子高齢社会の到来や地方分権の進展を踏まえ、より戦略的かつ中長期的な政策立案に向け、先進自治体視察、先進事例の調査活動を行っています。中核市移行後は特に、中核市に伴い移譲された権限活用のため、より積極的に活動しています。

こうした調査研究活動の一部は、本市が発行する政策研究誌『まちづくり研究はちおうじ』において公表し、記録にとどめるとともに、他の行政機関や研究機関への波及・情報提供を図っています。

■情報収集の多角化と迅速化

従来、国からの情報提供は、東京都を通して行われてきましたが、中核市移行により、都道府県や政令指定都市と並び、直接が行われる機会が増えました。これにより、税制改定や地方創生など、全国的な動きに関連することについては、国と直接的な意思疎通が可能となり、市民へのサービス提供に資する事業の迅速化が図られています。

また、各所管において、全国の中核市の担当者が集う会議に出席し、他の自治体との情報交換を通して、市民へのサービスや実務の向上につなげています。



6 中核市事務・権限についての市民・事業者の声

中核市移行について、市民や市内事業者の皆様から、意見が寄せられています。

各種の事務・権限が市に移管したことで、地域の実情に即した行政や、きめ細やかな対応が可能になり、これに対する意見をいただいています。

■市民と行政の信頼感の醸成を評価する声

「東京都から市に事務が移ったことで、行政との関わりが密接になり、気軽に相談できるようになった。各法令等の指導においても、市に移ってからワンストップで対応してもらえるため、指導内容が明瞭で受けとめやすくなった。」

(福祉サービス事業者)

「窓口が東京都から市に変わったことで、事業者と保険者との距離感は縮んだ。より『顔の見える』行政となった感じがする。実地検査(※)についても、事務が市に移行されたことで『共にやっていきましょう』(よりよい介護事業所の運営に向けてサービス全体の質を上げていこうよ)というスタンスが感じられる。」

(福祉サービス事業者)



※「実地検査」については2ページを参照

■サービス向上を評価する声

建設廃棄物(産業廃棄物)が不法投棄されている状況



市の指導により不法投棄物が撤去された後の状況



「所有地に不法投棄された際、一所懸命、証拠を探してもらい、不法投棄を行った関係者に片付けてもらうことができて助かった。関係者が見つからなかったら、自分で廃棄物を処分することになっていた。中核市に移行したことにより、迅速に対応してもらえるようになった。」

(市民)

(都市計画法による開発許可等について)「開発許可までの日数が短くなり、完了検査や完了公告も早くなった。」

(市内開発事業者)



7 中核市移行に伴う職員体制

中核市移行に伴い、福祉サービスや廃棄物対策といった新たな事務に対応する職員の増員など、人員体制の整備を行いました。整備した人員体制とその後の状況は、次のとおりです。

■中核市移行に伴う増員とその後の調整

中核市移行による東京都からの事務・権限移譲に対応するため、平成25年度（2013年度）から平成27年度（2015年度）にかけて、業務引継ぎ、条例整備などへの対応に必要な職員を、65人増員しました。その後、平成28年度（2016年度）には、条例整備等の移行準備業務の終了により10人を減員し、現在は55人の増になっています。

平成28年度（2016年度）以後の中核市の事務・権限に係る業務については、毎年度、業務量を把握したうえで、それに応じて必要となる人員体制を整備しています。

なお、この人数には、中核市移行前の保健所政令市移行及び景観行政団体移行による増員分（それぞれ6人及び6人）は含まれていません。

人員体制の増減 (単位：人)

区分	増員	減員	累計
H25 (2013)	28	0	28
H26 (2014)	23	0	51
H27 (2015)	14	0	65
H28 (2016)	0	▲ 10	55

8 財政への影響

中核市移行による財源は、その一部が地方交付税制度における普通交付税と臨時財政対策債で措置され、移譲された権限に関するサービスを確実に提供しています。移行後の一般財源への影響は、次のとおりです。

■一般財源への影響

平成29年度（2017年度）では、移譲された事務に対する財源として、23.9億円が措置されています。一方、サービス提供に必要な一般財源は29.3億円になっており、前年度に比べ増加していますが、これは介護保険施設及び障害者サービス施設の整備などにより一時的に増加したものです。

中核市移行による一般財源への影響額 (単位：億円)

区分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
歳入（一般財源）	24.3	23.9	23.9
臨時財政対策債	14.8	14.2	19.4
普通交付税	9.5	9.7	4.5
歳出（一般財源）	23.1	23.2	29.3
歳入－歳出	1.2	0.7	▲ 5.4

■新たに取り扱いが見直された都単独事務・都補助金

中核市移行に関する都・市協議会において、「中核市に対し取扱いを見直す都単独事務・都補助金」として、62項目が整理されました。その後、東京都において、「待機児童解消に向けた緊急対策」等の独自施策が実施され、「子供家庭支援区市町村包括補助事業」や「待機児童解消区市町村支援事業」の個別項目など、平成30年度（2018年度）までに、16項目が追加されており、その影響額は右表のとおりです。

東京都とは、中核市移行後も定期的に情報交換を行い、連携して福祉サービスなどの向上を図っています。

見直された東京都補助金 (単位：億円)

区分	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018) (予算)
影響額	▲0.21	▲0.34	▲0.87
(項目数)	(5)	(3)	(8)

9 課題と今後の取組

中核市に移譲された事務・権限を活用した本市独自の取組により、中核市移行による成果は着実に上がっています。一方で、現状や課題を再整理した上で、これからも中核市移行による効果を更に発揮していく必要があります。

■中核市の事務・権限活用に関する課題

職員の意識の醸成・市民への周知

中核市移行は、職員の分権意識の醸成とともに、本市の目指す職員像の実現につながっています。引き続き、中核市移行による効果を実感できるよう、職員一人ひとりへのアプローチや、組織としての意識の醸成を図るとともに、移行による効果を各事業の中で市民と共有できるように、積極的な効果の発信も必要になっています。

事業推進体制の検証



移譲された事務は、その目的に応じて各所管で実施していますが、類似する業務を複数の所管で行っていることで非効率になっているものがあります。

また、業務内容が所管間で密接に関連しているものもあり、今後、移譲された事務・権限を更に活用するためにも、組織内での連携を一層強化するとともに、より効果的な事業推進体制を検討する必要があります。

東京都との協力・連携体制の構築

本市は、中核市として、多摩地域の他自治体を牽引し、東京都が行う広域的・全体的な調整の中で、積極的に東京都と協調して施策を推進する役割も担っています。

東京都の新規事業の制度設計に当たっては、中核市及び多摩のリーディングシティとしての行政能力と経験を基にした提案を行うなど、東京都全体のサービスの向上に向け、東京都との連携を強化していかなければなりません。



■今後の取組

これまでの取組を踏まえ、中核市移行による強みや効果を最大化するために、次の3つの観点から、更なる取組の強化を図ります。

職員の人財育成と市民への周知

獲得した権限を市民ニーズに即した行政サービスへつなげることができる職員の人財育成及びその効果を市民や事業者と共有できる積極的な情報発信

中核市の事務・権限の更なる活用にあつては事業推進体制の構築

中核市に関する権限を最大限活用し、市民ニーズに的確に応えることができる事業推進体制の検証と見直し

東京都との新たな関係づくり

東京都全体のサービスの向上に向けた効果・効率的な制度設計を行うための東京都との連携・協議体制の構築

効果の最大化

あなたのみちを、
あるけるまち。

